

地域計画

策定年月日	令和7年3月19日
更新年月日	- ()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	知名町(46534)
地域名 (地域内農業集落名)	芦清良地区 (芦清良)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	162 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	161 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	161 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	32 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	34 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	32 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	12 ha
(備考)管内には隣接字からの入り作が、一割程度ありその逆もある中、相互に農地利用の最適化が図られています。尚、農用地等面積に約1haの遊休農地が存在します。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>・現状では農業経営主の高齢化が進み、農家戸数の減少傾向が見られます。又、高齢農家の中には、後継者が定かでない世帯も多くあります。よって、一時的には農地の大量放出が想定されます。農家戸数の減少度合いに対して、次世代の担い手の補充が追いついていません。よって、その対応が課題となっています。</p> <p>・大量放出が集中した場合には、利便性の低い農地から先に見放される恐れがあります。従って、今後は「遊休農地発生の予防」に力点を置く必要があります。又、農地の引継ぎはもとより農業用倉庫・トラクター等の農業基盤全般の円滑な継承も課題となっています。</p> <p>・農地の錯圃(分散した状況)が続いています。次世代農家が農業用機械の大型化・GPS運転・ドローン散布などの「スマート農業時代」の到来に対応する為に、農地の交換や合筆等によるフーバテ化(区画拡大)が必要となっています。従って、これを後押しする有効な「支援事業」が必要であり、国際的競争力・生産力を高めるために農地の構造的改善も課題となっています。</p> <p>・離島の輸送野菜に於いて、天候不順等による船舶の欠航は収穫作業の中断や調整を余儀なくされ、引いては物流の滞荷を発生させ鮮度低下をもたらします。このようなリスクを回避するために、計画出荷に向けての保管場所の設置や加工・冷蔵技術の導入が課題となっています。</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域農業の将来の在り方として、専業農家のみならず兼業農家を含め多種・多様な農業者を発掘して、まずは包括的な人材の育成を図ります。その中で中核となる次世代の担い手を定着させ、「家族協定」などの締結を促し「共に従事・共に経営」を理念とする男女共同参画型の農村社会を目指します。尚、引き続き「自立自興」をスローガンとして地域全体の経営力を高めます。その過程の中で各種支援事業の活用を図りつつ、安定した農村人口を維持・確保して食料安定供給の一翼を担う地域として、持続可能な「住みよい農村社会」を構築して行きます。

・亜熱帯に属し台風の常襲地でもあり先人の経験から、冬春期に収穫される作物に絞られて来た経緯を踏まえ、適地適作としてサトウキビ、馬鈴薯、豆類、花き類等を基幹作物としながらも、新たに高収益作物等を導入し、輪作体系を確立して労力の分散化を図りつつ、収入の安定を確保する観点から複合型経営も視野に入れます。

・主軸となる基幹作物の栽培方法については、地域全体では有機栽培を推進して「食の安全・安心」を確立します。その手段の一つとして地元の製糖工場や畜産農家との連携を深め、堆肥等の活用による循環型農業を推進し、化成肥料や農薬等の使用を「テゲテゲ」に減らして、農耕地の地力を高め連作障害等の緩和を実現します。

・冬春期の農繁期には労働力不足が発生します。その時は農業支援サービス事業者等の活用、並びにリタイヤ農家が有する技術や経験、労力等の包括的な活用を図り、「ユイタバ」を基調とする伝統的な相互扶助のシステムを取り入れて、地域住民との雇用の調和を図ります。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

「守るべき農地」の利用の最適化を推進する為、地区内に農地の保全組織「芦清良農地保全協会・・・別紙②」を設立して、地域ぐるみで農地を資源としての保全し、円滑な継承を実現します。合わせて、農地バンクの活用を図りつつ、原則として次世代農家への農地の集積・集約を推進します。しかし、現在は農地の利用率が極めて高い観点から、敢えて集落営農や外部からの入り作を推進する必要はなく、内部に於いて引き続き次世代後継者等を育成しつつ、総合的な農地利用の実現を目標とします。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	75 %	将来の目標とする集積率	80 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

令和6年末時点の農業経営体は約70世帯です。そのうち70才未満の担い手は50世帯程です。担い手が耕作する農地の一筆平均面積が現在の15aから30aになるよう耕地の集約を図ります。尚、その過程において農地の交換や合筆へ向けて、地域全体で話し合いを進め多面的な支援を推進します。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農用地の集積・集団化は、迅速性・公平性を必要とします。これを実現するために「農地の集積要領・・・別紙②」を定めるものとします。農地が親族・縁者・隣人へと受け継がれてきた地域性を踏まえて、次世代の若手農家に「守るべき農地」を適確にマッチングさせます。「使える農地を、使える内に、使える人に」をスローガンとして掲げ、農地利用の持続化・効率化・集団化も合わせて取り組んでいきます。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地バンクの活用を啓発しつつ、担い手への農地の集積・集約を推進します。又、地域としては合意形成を前提に集団的集積を適時に実施するものとします。尚、個別の活用も貸主の意向に基づき柔軟に取り組んでいきます。

(3) 基盤整備事業への取組

社会的状況の変化に応じて、地域計画の中に農業農村整備事業やその他関連事業等の活用を位置付けします。特に農業部門では農地の再開墾・整形化や給水栓の新設・増設等の条件整備を行い、利用の高度化や収益性の向上を図ります。その過程の中でも次世代農家へ農地の集積・集約を推進し、段階的な集団化・団地化も取り組んでいきます。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

農業経営を目指してやる気のある多種・多様な人材を発掘し、次世代を担う者として目標地図に位置付けします。同時にその後の定着を地域全体で後押しして、後継者の確保・育成を持続的に取り組んでいきます。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

支援サービス事業者の活用は、農作業の効率化・分業化、又は後継就農者の定着等を促進する観点から包括的に推進します。しかし、作業内容については繁忙期が重なることから、個々の判断を優先にして取り組んでいきます。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ②有機栽培を推奨し、化成肥料や農薬の使用軽減を図り、地域全体で環境にやさしい農業を推進するものとする。
- ③スマート農業の導入を推奨し、農作業の均一化・省力化・迅速化を推進するものとする。
- ⑦農地を資源として保全・管理する観点から、「芦清良農地保全協会・・・別紙③」と連携し、農地利用の最適化を図るものとする。
- ⑧農業用施設のうち、公益性が高いものは農村整備事業やその他の事業を活用して農村振興に繋げるものとする。
- ⑩全ての農家、及び地域の関係者は遊休農地発生において、早期発見のモニターの役割を担うものとする。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計		0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha	

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		散水・収穫作業(ハーベスタ)	サトウキビ
2		株出し・中耕・培土作業	サトウキビ
3		各種農作業	特定なし
4		除草・消毒(ドローン)	ジャガイモ
5		掘取機のリース事業	ジャガイモ

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)									
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考					
1	認就	BBC	畜産	0.8	ha		ha	畜産	0.8	ha		ha	BBC	
2	認就	ASF	馬鈴薯	1.78	ha		ha	馬鈴薯	1.78	ha		ha	ASF	
3	認就	AWV	馬鈴薯	1.99	ha		ha	馬鈴薯	1.99	ha		ha	AWV	
4	認就	DSO	畜産	2.74	ha		ha	畜産	2.74	ha		ha	DSO	
5	認農	BTN	サウキビ	1.51	ha		ha	サウキビ	1.51	ha		ha	BTN	
6	到達	CDS	馬鈴薯	5.93	ha		ha	馬鈴薯	5.93	ha		ha	CDS	
7	認農	AWY	馬鈴薯	5.32	ha		ha	馬鈴薯	5.32	ha		ha	AWY	
8	認就	AWT	サウキビ	0.99	ha		ha	サウキビ	0.99	ha		ha	AWT	
9	認就	DDU	馬鈴薯	0.41	ha		ha	馬鈴薯	0.41	ha		ha	DDU	
10	認就	DHE	馬鈴薯	0.28	ha		ha	馬鈴薯	0.28	ha		ha	DHE	
11	到達	AWM	馬鈴薯	2.12	ha		ha	馬鈴薯	2.12	ha		ha	AWM	
12	認就	DHV	馬鈴薯	0.19	ha		ha	馬鈴薯	0.19	ha		ha	DHV	
13	到達	DCB	馬鈴薯	0.98	ha		ha	馬鈴薯	0.98	ha		ha	DCB	
14	到達	AJN	豆類	4.55	ha		ha	豆類	4.55	ha		ha	AJN	
15	認就	DEU	馬鈴薯	1.83	ha		ha	馬鈴薯	1.83	ha		ha	DEU	
16	一般	DKV	サウキビ	0.72	ha		ha	サウキビ	0.72	ha		ha	DKV	
17	到達	AUH	馬鈴薯	1.31	ha		ha	馬鈴薯	1.31	ha		ha	AUH	
18	到達	FHE	サウキビ	1.58	ha		ha	サウキビ	1.58	ha		ha	FHE	
19	到達	BCH	馬鈴薯	2.76	ha		ha	馬鈴薯	2.76	ha		ha	BCH	
20	認就	AXQ	馬鈴薯	4.68	ha		ha	馬鈴薯	4.68	ha		ha	AXQ	
21	到達	DGE	馬鈴薯	0.32	ha		ha	馬鈴薯	0.32	ha		ha	DGE	
22	一般	FHF	馬鈴薯	1.62	ha		ha	馬鈴薯	1.62	ha		ha	FHF	
23	到達	BBI	サウキビ	0.69	ha		ha	サウキビ	0.69	ha		ha	BBI	
24	一般	FHS	サウキビ	2.94	ha		ha	サウキビ	2.94	ha		ha	FHS	
25	到達	DBZ	馬鈴薯	1.33	ha		ha	馬鈴薯	1.33	ha		ha	DBZ	
26	一般	BCD	馬鈴薯	0.14	ha		ha	馬鈴薯	0.14	ha		ha	BCD	
27	認農	AUL	馬鈴薯	3.26	ha		ha	馬鈴薯	3.26	ha		ha	AUL	
28	認農	AZA	花き	1.64	ha		ha	花き	1.64	ha		ha	AZA	
29	認農	AVY	馬鈴薯	1.25	ha		ha	馬鈴薯	1.25	ha		ha	AVY	
30	到達	BCT	馬鈴薯	1.69	ha		ha	馬鈴薯	1.69	ha		ha	BCT	
31	認農	AXF	畜産	3.96	ha		ha	畜産	3.96	ha		ha	AXF	
32	到達	DUU	馬鈴薯	2.86	ha		ha	馬鈴薯	2.86	ha		ha	DUU	
33	認農	AQV	馬鈴薯	5.55	ha		ha	馬鈴薯	5.55	ha		ha	AQV	
34	一般	FHT	馬鈴薯	0.17	ha		ha	馬鈴薯	0.17	ha		ha	FHT	
35	認農	AXB	馬鈴薯	2.68	ha		ha	馬鈴薯	2.68	ha		ha	AXB	
36	到達	ARD	馬鈴薯	2.83	ha		ha	馬鈴薯	2.83	ha		ha	ARD	
37	認農	AVX	馬鈴薯	3.15	ha		ha	馬鈴薯	3.15	ha		ha	AVX	
38	一般	FHP	馬鈴薯	1.2	ha		ha	馬鈴薯	1.2	ha		ha	FHP	
39	認農	AZO	馬鈴薯	4.5	ha		ha	馬鈴薯	4.5	ha		ha	AZO	
40	一般	FHO	サウキビ	0.87	ha		ha	サウキビ	0.87	ha		ha	FHO	
41	認農	DFR	サウキビ	0.27	ha		ha	サウキビ	0.27	ha		ha	DFR	
42	到達	AXH	馬鈴薯	2.57	ha		ha	馬鈴薯	2.57	ha		ha	AXH	
43	到達	ASE	サウキビ	3.51	ha		ha	サウキビ	3.51	ha		ha	ASE	
44	到達	ALT	馬鈴薯	2.27	ha		ha	馬鈴薯	2.27	ha		ha	ALT	
45	到達	ARI	サウキビ	6.3	ha		ha	サウキビ	6.3	ha		ha	ARI	
46	到達	BAZ	サウキビ	1.09	ha		ha	サウキビ	1.09	ha		ha	BAZ	
47	一般	FHK	馬鈴薯	1.95	ha		ha	馬鈴薯	1.95	ha		ha	FHK	
48	一般	DDH	馬鈴薯	0.52	ha		ha	馬鈴薯	0.52	ha		ha	DDH	
49	到達	BDH	サウキビ	1.73	ha		ha	サウキビ	1.73	ha		ha	BDH	
50	一般	FHD	馬鈴薯	1.39	ha		ha	馬鈴薯	1.39	ha		ha	FHD	
51	一般	FHI	ニンニク	0.45	ha		ha	ニンニク	0.45	ha		ha	FHI	
	計	51経営体		107.2	ha	0	ha		107.2	ha	0	ha		

4.地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)の考え方

目標地図に「守るべき農地」を明記し、そこに10年後の「農業を担う者」として耕作予定者を位置づけします。高齢農家のリタイヤを見据えて、「担い手への農地の集積計画」を策定します。この中で放出が想定される農地面積と引受許容面積を数値化します。担い手がこの情報を共有して、合意の中で「一筆ごとの耕作予定者」を地図上に位置付けします。尚、緊急時の耕作代行者も含めて該当する担い手農家の一覧表を作成するものとします。そして、この地域計画と各種補助事業との連携を強化します。

6.目標地図(別添のとおり)

現在の耕作ステージを「現況地図」とします。地域の話し合いの中でこれを継承・発展させた形で「目標地図」を策定します。その過程においてそれぞれの農家の世代交代を見据えて、未来の農業を担う者の名前を一筆ごとに地図上に表記(張り付け)して行きます。但し、名前の貼り付けを以ってその人に継承義務を負わせる事は無く、所有権や利用権を決定するものではありません。

現況地図は、地域の話し合いの中で使用する「青写真」です。聞き取り調査を随時行い、地図上の修正加除は役場(農林課・農業委員会)が行います。但し、目標地図を国へ提出する場合は、貼り付けした名前は割愛します。

「守るべき農地」の地図上の色分けについて、まずは解消すべき遊休農地を「桃色」で表示します。次に、年齢を基軸にして70歳未満の農家の耕作地には、現在の耕作者名又はその継承者名をそのまま記載し「青色」で表示します。一方、70才以上の高齢農家の耕作地は、マッチングすべき重点農地として緊急性を踏まえて「黄色」で表示します。

「黄色」で表示された農地については10年先を見据えて、将来の農業を担う者が決まった段階で一筆ごとに名前を記載し、就農開始と同時に地図を青色表示に修正(統一)します。しかし、まだ決まらない場合は「現在調整中・検討中」の意味で、名前を記載せず黄色のまま空白(保留)とします。保留となっている農地は、所有者・管理者等のご意向を踏まえながら農地利用の最適化を推進します。

【 農地の集積要領 】

芦清良農地保全協会

農地の貸借や売買等の斡旋依頼がある時は、「地域計画」に準じて、原則として以下の各項（①～⑧）により、対応するものとする。

- ① 相談者に対しては、速やかに農業委員会へ申し出るよう推奨する。
 - 1 斡旋委員が選任され、手続が円滑にできる場合があります。
 - 2 各種制度が適用され、個別に活用できる場合があります。
- ② 斡旋委員からの求めにより、候補者を選定するときの交渉の順番は、次の通りとする。
 - 1 現在の小作人、又は管理者
 - 2 依頼人の近親者(4親等までのハロジ)に該当する農家
 - 3 当該農地と面的な統合・合筆・集約が可能な隣接農家
 - 4 目標地図に位置付けされている次世代農家
- ③ 次の場合は、候補者を「入札」又は「抽選」で選定する。
 - 1 前項の順で候補者が決まらない場合
 - 2 候補者が複数いると認められる場合
 - 3 当該農地が、耕作者を失い荒廃化が進む恐れがある場合
- ④ 入札は、次の各号の条件下で行う。
 - 1 対象農地には案内板を設置し、下見が可能であること
 - 2 入札を行う前に、主催者が売買状況の説明を行うこと
 - 3 10a当りの指値書(上限額～下限額)を封印して提出させること
- ⑤ 入札の方法は次の通りとし、事務は協会に一任する。
 - 1 入札の通知は、字内での貼り紙・マイク放送等で行う。
 - 2 利害関係のない立会人を置き、指値書を会場で開封させる。
 - 3 入札は、一筆ごとに面積が広い順に行う。
 - 4 入札票には①圃場番号・②入札者氏名・③入札金額を記載する。
 - 5 入札額は、10a当りの単価(税抜き)で記載する。
 - 6 同額の落札者がいる場合は、年齢の低い順とする。
 - 7 不成立の場合は、下限額を開示して再選出を行うことができる。
- ⑥ 落札者は、当該農地に入り耕作準備に着手できるものとする。
- ⑦ 協会は原則として仲介・契約・登記等には関与しない。
- ⑧ この要領に記載のない事案は、会長の決するところによる。

芦清良農地保全協会規約

(令和6年12月26日)

(名称)

第1条 この組織は、「芦清良農地保全協会」と称する。(以下「協会」という。)

(事務所)

第2条 協会の事務所は、芦清良字公民館(知名町芦清良2230番地)に置く。

(目的)

第3条 協会は、地域計画に準じてすべての農地を資源として保全し、利用の最適化を推進することにより、地域の持続的発展を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 「地域計画」の構想・作成・実現等の推進活動
 - (2) 行政及び農地中間管理機構が行う事業等の利用・啓発活動
 - (3) 次世代担い手への農地の集積・集約・斡旋活動
 - (4) その他、目的を達成するために必要な活動
- 2 協会は、活動において営利を目的としない。

(構成員)

第5条 協会の構成員は、地域の農業関係者及び本会の目的に賛同する者とする。

(会員の定義)

第6条 協会は、字内で農業を担う者(法人含む)を農業経営体とみなし、その代表者を会員とする。

(農業を担う者)

第7条 協会は持続的・安定的に農業を担う70才未満の者のうち、現状維持もしくは規模拡大を志向する者、又は新規に就農する者等を芦清良地区の「農業を担う者」として位置付ける。

- 2 協会は、該当者名簿を作成し地域計画の「目標地図」に位置付ける。
- 3 農地の集積・集約・斡旋は、原則として位置付けされた者に対して行う。

(役員規定)

第8条 協会は、役員として委員を選任し、役員会を設置する。

- 2 委員は互選して、会長1名・副会長1名・会計1名・書記1名・監査2名のほか推進委員2名を配置し、役員会は8名で構成する。
- 3 会長は、協会を代表して会務を統括する。会長不在のときは、副会長がこれを代行する。
- 4 役員の任期は3年とする。ただし、再選を妨げない。
- 5 役員は、任期満了後も新たな役員が選任されるまで、その職務を遂行する義務を有する。

(会合の要領)

第9条 会合は、会長が必要と認める時に開催する。

- 2 開催の通知は、書面又は字の専用マイク放送等で行うものとする。
- 3 賛否は出席者の過半で決し、別段の意思表示がない場合は、賛成したものとみなす。

(役員会の権能)

第10条 次に掲げる各号は、役員の過半数が出席した会合において決する。

- (1) 活動の経過・成果報告、活動の方針及び計画
- (2) 役員を選任、規約の変更及び廃止
- (3) その他、活動を行うための重要事項

(顧問)

第11条 協会は、字選出の区長を顧問とする

- 2 顧問は、会合に出席して、いつでも意見を述べることができる。
- 3 役員に欠員が生じた場合の補任は、区長の推薦に依る。

(報酬)

第12条 全ての役員は、名誉職とし無報酬とする。

(運営経費)

第13条 協会の運営経費は、次に掲げる各号の項目から充てる。

- (1) 活動助成金(補助金)
- (2) 寄付金

(書類の管理)

第14条 協会は、次の各号に掲げる書類を事務所に備えておくものとする。

- (1) 会合(農談会・語る会)及び役員会資料、並びに会議録
- (2) 金銭の収支を証する書面
- (3) 行政庁からの通達書、並びに提出した書面の写し

(解散)

第15条 協会の解散については、会合において出席者の3分の2以上の賛同を必要とする。

- 2 解散時の残余財産は、すべて芦清良字に寄付するものとする。

農業を担う者一覧(地区内の農家名簿)・・・農地利用の最適化計画(2024/12/26)

No	担い手の確保状況						次世代への集積計画		
	属性	氏名	年齢	経営面積(a)	主要作物	継承者なし(※)	放出想定面積(a)	引受許容面積(a)	10年後の担い手 (目標地区への位置付)
1	認就	BBC	34		畜産			50	BBC
2	認就	ASF	35		馬鈴薯			50	ASF
3	認就	AWV	39		馬鈴薯			50	AWV
4	認就	DSO	40		畜産			50	DSO
5	認農	BTN	40		サトウキビ			50	BTN
6	認就	FHI	41		ニンニク			50	FHI
7		到達	CDS	42	馬鈴薯			50	CDS
8	認農	AWY	42		馬鈴薯			50	AWY
9	認就	AWT	45		サトウキビ			50	AWT
10	認就	DDU	46		馬鈴薯			50	DDU
11	認就	DHE	46		馬鈴薯			50	DHE
12		到達	AJN	47	豆類			50	AJN
13		到達	AWM	47	馬鈴薯			50	AWM
14	認就	DHV	47		馬鈴薯			50	DHV
15		到達	DCB	48	馬鈴薯			50	DCB
16	認就	DEU	49		馬鈴薯			50	DEU
17		一般	DKV	50	サトウキビ			50	DKV
18		到達	AUH	50	馬鈴薯			50	AUH
19		到達	FHE	51	サトウキビ				FHE
20		到達	BCH	51	馬鈴薯			50	BCH
21	認就	AXQ	51		馬鈴薯			50	AXQ
22		到達	DGE	51	馬鈴薯			50	DGE
23		一般	FHF	52	馬鈴薯			50	FHF
24		到達	BBI	52	サトウキビ			50	BBI
25		一般	FHS	57	サトウキビ				FHS
26		到達	DBZ	57	馬鈴薯			40	DBZ
27		一般	BCD	58	馬鈴薯			50	BCD
28	認農	AUL	61		馬鈴薯			50	AUL
29	認農	AZA	61		花き			50	AZA
30	認農	AVY	61		馬鈴薯			50	AVY
31		到達	BCT	62	馬鈴薯	※			BCT
32	認農	AXF	63		畜産	※			AXF
33		到達	DUU	64	馬鈴薯	※			DUU
34	認農	AQV	64		馬鈴薯		50		AQV
35		一般	FHT	64	馬鈴薯				FHT
36	認農	AXB	65		馬鈴薯				AXB
37		到達	ARD	65	馬鈴薯			50	ARD
38	認農	AVX	65		馬鈴薯				AVX
39	認農	AZO	66		馬鈴薯	※			AZO
40		一般	FHO	66	サトウキビ				FHO
41	認農	DFR	66		サトウキビ				DFR
42		到達	AXH	66	馬鈴薯				DHE
43		到達	ASE	66	サトウキビ				ASF
44		到達	ALT	66	馬鈴薯				ALT
45		到達	ARI	67	サトウキビ				ARI
46		到達	BAZ	67	サトウキビ				BTN
47		一般	FHK	68	馬鈴薯	※			FHK
48		一般	DDH	69	馬鈴薯	※			DDH
49		到達	BDH	69	サトウキビ	※			BDH
50		到達	FHD	69	馬鈴薯				FHD
51	認農	DCN	70		馬鈴薯		270	270	DDU
52	認農	BBG	70		馬鈴薯	※	120		
53		FHP	71		馬鈴薯	※	190		
54		AZB	71		畜産		80	80	BBC
55		FHQ	71		馬鈴薯	※	70		
56	認農	ADY	72		馬鈴薯		70	70	DEU
57	認農	AXE	73		馬鈴薯		150	150	FIO
58		DFG	73		花き	※	20		
59		AVX	73		馬鈴薯	※	150		
60	認農	ASB	73		馬鈴薯		80	80	FIR
61		FHH	73		馬鈴薯	※	100		
62		BCV	73		花き		150	150	FIS
63		DCY	73		馬鈴薯	※	100		
64	認農	AXG	75		畜産		160	160	AWV
65	認農	BDM	75		馬鈴薯	※	200		
66	認農	AWU	75		花き		430	430	FIP
67	認農	BAV	76		果樹		160	160	ARF
68		FIT	76		サトウキビ		80	80	DUC
69	認農	AVZ	76		畜産		200	200	DSO
70	認農	BCY	77		サトウキビ	※	150		
71		DJA	78		野菜		50	50	DCB
72		BCP	78		花き		30	30	FIQ
73		AVV	83		サトウキビ	※	150		
74		AWB	90		サトウキビ	※	40		
		平均	61.7	4563			3200	3,400	継承比率(106%)

(備考) この地域には、上記の他に家庭菜園的な小規模な農地利用者が10名程います。又、他の地域からの入り作が32名います。農家数の重複を避ける為にこの名簿からは割愛します。

(参考) 目標地図凡例

【水色】	・・・	70歳未満の農家や70歳以上でも後継者が内定しており10年後においても持続的な利用が見込まれる農地。→機能性を維持して利用の最適化を推進。
【黄色】	・・・	70歳以上で後継者が定かでない、将来耕作者が不在となる恐れがある農地。→次世代農家への計画的な引継ぎを推進。
【桃色】	・・・	軽度の遊休農地。→解消して再利用を推進。
【緑色】	・・・	農地としての利用には適さず、粗放的管理地として存置の意向のある農地。→ゾーニング化して環境保全を推進。
【赤色】	・・・	既に転用されているか、もしくは農地としての機能を失っている農地。→転用申請/非農地申請・非農地判断。
【白色】	・・・	不明・調査中